

茨木市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護及び自立支援を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき行う茨木市配偶者暴力相談支援センター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2 事業の内容は、法第3条第3項（法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する業務とする。

(事業の実施場所)

第3 事業は、人権・男女共生課において行う。ただし、相談業務等事業の一部は、当該業務に適した場所においても行うことができるものとする。

(事業の実施日)

第4 事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業の実施日を変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

(事業の実施時間)

第5 事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業の実施時間を変更することができる。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。